

広島県告示第百三三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成三十年二月二十七日までの間、縦覧に供する。

平成三十年二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

帝釈峡井関線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
神石郡神石高原町大字小島一四五一番八地先から 神石郡神石高原町大字小島二三五三番一地先まで	新	旧	九・〇〇〇 〇・五〇〇	一四四・〇〇	
			一〇・五〇〇 四六・〇〇〇	一三八・〇〇	拡張
神石郡神石高原町大字小島二三六五番三地先から 神石郡神石高原町大字小島二二六八番一地先まで	新	旧	一二・五〇〇 一九・〇〇〇	三五・〇〇	拡張
			九・五〇〇 七・五〇〇	三五・〇〇	